

第2号議案

出展募集要領（案）について

あいちモノづくりエキスポ 2023 出展募集要領（案）

愛知県では、「新あいち創造研究開発補助金（※）」（以下「新あいち補助金」という）を2012年度に創設し、これまで832件の支援を行ってきました。

この度、新あいち補助金を活用して取り組まれた研究開発・実証実験の成果を一堂に集め、事業化や販路・取引拡大につなげることを目的に、「あいちモノづくりエキスポ 2023」を2023年10月にAichi Sky Expo（常滑市）で開催します。つきましては、本イベントに出展する企業等を募集します。

※ 新あいち創造研究開発補助金

次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギーなど、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援する愛知県の補助制度（詳細は別紙のとおり）

【あいちモノづくりエキスポ 2023 開催概要】

◆開催目的

2012年度から実施してきた「新あいち補助金」の成果を一堂に集め、本補助事業による研究開発成果の事業化や販路・取引拡大につなげ、より一層、本県における付加価値の高いモノづくりの促進を図る。

◆開催日時

2023年10月5日（木）、6日（金） 10時～17時

◆開催場所

Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場） 展示ホールC（10,000m²）
（常滑市セントレア5丁目10番1号）

◆主催

あいちモノづくりエキスポ 2023 実行委員会

◆イベント内容

- ・補助事業実施企業等によるブース展示
 - ・大学・研究機関によるブース展示
 - ・出展企業による開発成果のプレゼンテーション
 - ・出展企業と来場者とのマッチング・商談
 - ・有識者講演会（先端技術や産学連携等のテーマ） 等
- ） 200 小間程度

1 募集小間数

200小間程度

(応募者多数の場合は出展できない場合がありますので、予め御了承ください。)

2 出展要件

(1) 企業

これまで新あいち補助金の採択を受けたことがある企業であり、当該補助金の取組成果を展示すること。

(2) 大学・研究機関等

企業との共同研究や連携を望む大学や試験研究機関等であり、本展示会の開催目的に沿った内容を展示すること。

大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条三項に規定する大学共同利用機関法人（大学共同利用機関法人自然科学研究機構等）、自治体が設置する試験研究機関、国立研究開発法人産業技術総合研究所を始めとする国等の試験研究機関及び愛知県内に拠点を持つ試験研究機関等

3 出展料

(1) 1出展者につき1小間は無料

※ 2小間以上は出展料11万円（消費税込み）/小間となります。

(2) 出展料に含まれるもの

① ブース使用料

1小間の規格：間口 3.0m×奥行 3.0m×壁高 2.7m

※ 小間の仕切りとして背面・側面にシステムパネルを設置

※ 側面パネルの奥行は 2.0m

② 長机（横 1.8m×縦 0.6m×高さ 0.7m・白布付き）1台（1小間当たり）

③ 折りたたみ椅子 2脚（1小間当たり）

④ 出展者名看板 1枚（1申込者当たり）

⑤ 電源コンセント2口1か所（100V・500W）

⑥ ガイドブック等における出展製品・サービスの紹介

【特記事項】

- ・ 「(2)出展料に含まれるもの」にある小間基本仕様に係る経費については主催者が負担いたします。それ以外の出展に係る資材・機器等の経費（基本仕様を超える電源設備や装飾費、搬出入費、パネル等の展示に係る物品費、賃金、交通費等）については、出展者で別途御負担願います。

- ・ 基本仕様以外の電源設備が必要な場合は、出展者説明会后、追加工事（有料）を申込みください。
- ・ 「出展者名看板」については、複数小間を申込み場合でも1申込者当たり1枚となります。
- ・ 一部仕様の見直しをする可能性があります。

(3) 出展料の支払い

- ① 出展料については、2023年5月中旬以降に実行委員会事務局から請求書を送付しますので、納付期限までにお支払いください。なお、納付期限までにお支払いいただけない場合は、出展を取り消す場合があります。
- ② 出展料については、出展を取りやめた場合でも、返却いたしませんので御了承願います。
- ③ 出展料の支払いに係る振込手数料については、出展者で別途御負担願います。

4 製品等の展示・紹介等

- (1) ブース内では、製品や研究開発成果の展示、情報発信、技能・技術体験、製作実演等を行うことができます。
- (2) 資材、機器等を出品者が持ち込むことについては可能としますが、持込みをする物品については、必ず事前に申告してください。

持込みをする物品が出展申込時点で不明の場合、見込まれる物品名、数量等を可能な範囲で申告してください。

- (3) (1)に付随するものとして、販売を行うことができます。

但し、食品に関しては、「6 食品の取扱いについて」を御参照ください。

※ 会場使用条件や、展示会場に適用される法令等の制約により、御希望に添えない場合があります。

5 展示会の中止・中断

天災その他の不可抗力により、本イベントが開催不能又は継続困難となった場合、主催者の決定により開催を中止又は中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金がある場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止、中断によって生じた一切の損害について、責任を負わないものとします。

6 食品の取扱い

- (1) イベント内での調理販売（臨時食品営業届による飲食営業）は認められません。
- (2) イベント内での食肉、魚介類、乳類の販売はできません。

- (3) 酒類の販売については、未開封商品の販売は可としますが、会場内で開封しないよう御注意ください。また、酒類を販売する場合はあらかじめ酒類販売に関する免許を取得してください。
- (4) 保健所等への届出が必要となる出展については、主催者が一括して届出を行いますので、出展者説明会后、改めて必要書類を御提出いただきます。
- (5) 試飲食はできますが、以下の注意点をお守りください。
- ・マスク、手袋、アルコール消毒などを準備し、器具・容器について使い捨てのものを使用するなど、常に清潔に保つようしてください。
 - ・食品は、直射日光を避け、適切な温度で管理するなど、衛生管理に十分注意してください。
- ※ 上記の他、「食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例」の規定を御参照ください。
- (6) その他、会場使用条件や、展示会場に適用される法令等の制約により、御希望に添えない場合があります。

7 その他の留意事項

(1) 出展物の保護と管理

出展物等の保護、管理などは、各出展者の責任において行ってください。火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、主催者は、一切その責任を負いません。

(2) 会場内の行為の禁止

- ① 会場内で火気、ガス、煙の出る器具は使用できません。また、危険物の持ち込みもできません。水については、水量や養生等の条件付きで使用可能になる場合がありますので、御相談ください。
- ② その他、展示会運営に支障を来す行為を禁止します。

(3) 損害の賠償

会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、当該出展者において賠償の責任を負うものとします。

(4) 出展決定通知

4月下旬頃に出展者を決定し、実行委員会事務局から出展可否を全申込者に通知します。

(5) ガイドブックの原稿について

出展者には、ガイドブック等に掲載する出展製品・サービスの紹介文や写真を6月頃に提供いただきます。

実行委員会が委託する事業者から5月中旬頃に依頼いたしますので、御承知おきください。

(6) ブース配置の決定について

ブース配置については、出展者数、出展内容等を考慮のうえ、主催者が決定します。

(7) その他

本要領に定めるもののほか、出展に際しての留意事項など詳しくは、出展者説明会（7月下旬頃開催予定）にてお知らせします。

8 申込について

(1) 申込方法

「出展申込書」（Excel ファイル）に必要事項を入力の上、以下の提出先へメールにて提出してください。

【提出先】 san-kagi@pref.aichi.lg.jp

※メールの件名は「あいちモノづくりエキスポ 2023 出展申込」としてください。

(2) 補足事項

- ・以下の産業科学技術課の Web ページにて、出展募集要領及び出展申込書を掲載しております。

[URL] <https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichimonodukuriexpo.html>

- ・出展申込書については、「9 募集期間」の期日において、Excel ファイルでメールにて提出してください。

9 募集期間

2023 年 3 月 24 日（金）～ 4 月 14 日（金）17 時まで（必着）

10 申込み・お問い合わせ

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課内

あいちモノづくりエキスポ 2023 実行委員会 事務局

TEL : 052-954-6370 メール : san-kagi@pref.aichi.lg.jp

新あいち創造研究開発補助金

(高付加価値のモノづくりを支える研究開発・実証実験の支援)

対象分野	次世代成長分野等（次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット分野等）
対象者	企業等（大企業、中小企業、事業協同組合等）、市町村（実証時実験のみ） ※「トライアル型」の対象者は、過去に本補助金の採択実績がない中小企業に限る。
要件	○研究開発：県内に事業所を持つ企業等が実施する、次のいずれかに該当する研究開発 ア 中小企業、事業協同組合等が中心となる場合は、原則として、公設試験研究機関と連携して実施するもの（異業種分野の複数企業等が外部機関と連携して実施する場合を含む。）。 ※「トライアル型」は公設試験研究機関や大学との連携を必須とする。 イ 大企業が中心となる場合は、原則として、産学官が連携する実施体制を構築して実施するもの。 ○実証実験：企業等が県内において実施する、次のいずれかに該当する実証実験 ア 次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施するもの（異業種分野の複数企業等が外部機関と連携して実施する場合を含む。）。 イ 次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資するもの。
対象経費 （研究開発）	部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、産産連携実施に係る技術的支援を受けるに必要となる人件費（自社の労務費を除く。）、産産連携実施に係る旅費等
対象経費 （実証実験）	部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、実証実験補助人件費、実証実験協力費、広報宣伝費、諸経費、産産連携実施に係る技術的支援を受けるに必要となる人件費（自社労務費を除く。）、産産連携実施に係る旅費等
補助率	大企業及び市町村 原則として1/2以内 中小企業は2/3以内
限度額	大企業 2億円以下 中小企業及び市町村 原則として1億円以下 ※「トライアル型」の限度額は500万円
期間	1年